

業種事典（パソコン用ソフトウェア）の調達

株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）国民生活事業本部、農林水産事業本部及び中小企業事業本部が共同で行う「業種事典（パソコン用ソフトウェア）」への参加者を、以下の要領で公募する。

1 定義

業種事典（パソコン用ソフトウェア）とは、業種ごとの定義、特色、業界動向、審査のポイント（取引形態、資金需要、財務諸表の見方等）、関連法規制等を公庫（国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業）の本支店※に設置される全ネットワークパソコンやモバイル端末機上での閲覧を前提に編集されたソフトウェアをいう。

※ 国民生活事業 152 店、農林水産事業 48 店、中小企業事業 63 店

2 調達の内容

(1) 次の各号項のすべてを満たしていること。

ア 収録業種が 1,500 業種以上であること。

イ 収録されている情報が陳腐化していないこと（令和 5 年 3 月末時点で公表されている官公庁及び民間シンクタンクの統計など最新の情報をもとに製作されていることを目安とする。）。

ウ 収録されている情報が他人の著作権等の知的財産権を侵害して作成されたものではないこと。

エ 提供媒体は DVD-R とし、次の各号にあげられるもの以外のソフトウェアをインストールすることなく閲覧できること。

(ア) Windows10 及び Windows11

(イ) Microsoft Edge

(ウ) AcrobatReader

オ 本ソフトウェアの動作によってインターネットへのアクセスが発生しないこと。

カ 本ソフトウェアの動作によって PC 上で動作中の他のソフトウェアに対して影響・制約が生じないこと。

キ 本ソフトウェアの容量は概ね 1.2 ギガバイトを超えないこと。

ク 導入に先立って、事前に施行テストを実施すること。また、施行テストの結果、何らかの対応が必要となる場合は、当該ソフトウェアの側で対応すること。

ケ 令和 6 年 7 月末日までにソフトウェアの納品が行えること。

(2) 契約時期

令和 6 年 6 月上旬（予定）

3 参加資格等

(1) 過去 5 年以内（平成 31 年 3 月以降）に、官公庁、政府系金融機関等に同様のソフトウェアの納入実績があること。

- (2) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格、「役務の提供」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (3) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者
- (4) 次の各項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者
- (8) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

4 仕様書交付及び交付期限

(1) 交付方法

原則として、調達情報サービス (<https://jfc.efftis.jp/PPI/Public/>) により交付する。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、電子メールにより交付することができる。電子メールによる交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課代表アドレス (pnbid-k@jfc.go.jp) に送信すること。

イ 電子メールの標題に、「公第 6 - 082 号に係る公募仕様書交付希望」と記載する。

ロ 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 件名「業種事典（パソコン用ソフトウェア）の調達」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）、調達情報サービスが利用できない理由

公庫が当該電子メールに返信することにより、仕様書を交付する。仕様書が受信で

きない場合又は早急な交付を希望する場合は、項番7の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。

なお、窓口（項番7の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに項番7の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。

(2) 交付期限

令和6年5月10日（金）15時00分

5 申込方法

参加を希望する者は、令和6年5月10日（金）12時00分までに、参加申込書（別添1）及び項番6に示す提出書類を項番7の申込・問合せ先へ、項番8の提出方法にて提出すること。

6 提出書類

(1) 参加資格があることを証明する書類

ア 法人登記簿謄本（申込前3ヵ月以内に発行されたもの（原本））

イ 財務諸表（直近2期分）

ウ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）

エ 充足証明書（別添2）

オ 適合証明書（別添3）

カ 誓約書（別添4）

（注） ア、イ及びウは、令和04・05・06年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(2) 見積書（様式適宜）

7 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号（大手町フィナンシャルシティノースタワー）

株式会社日本政策金融公庫 管財部 契約課

担当：與座 香織

電話：03-3270-1552

FAX：03-3270-1441

8 提出方法

原則として、調達情報サービスで提出すること。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、持参又は郵送で提出することができる。

持参の場合には、項番7における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

9 その他

(1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。

(2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の提出期間後の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 調達情報サービスで公募参加申請書等を提出する場合は、押印が必要な提出書類についての押印は不要である。

別添1
令和 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 金子 崇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和6年4月18日付で公告した「業種事典（パソコン用ソフトウェア）の調達」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

担 当 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
FAX 番号	
E-MAIL	

充 足 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 金子 崇 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

代表者印

当社は、「業種事典（パソコン用ソフトウェア）の調達」について、「2 調達の内容」にある下記項目のすべてを満たす条件で納入することを保証します。

- 1 収録業種が1,500業種以上であること。
- 2 収録されている情報が陳腐化していないこと（令和5年3月末時点で公表されている官公庁及び民間シンクタンクの統計など最新の情報をもとに製作されていることを目安とする。）。
- 3 収録されている情報が他人の著作権等の知的財産権を侵害して作成されたものではないこと。
- 4 提供方法はDVD-Rとし、次の各号にあげられるもの以外のソフトウェアをインストールすることなく閲覧できること。
(ア) Windows10 及び Windows11
(イ) Microsoft Edge
(ウ) AcrobatReader
- 5 本ソフトウェアの動作によってインターネットへのアクセスが発生しないこと。
- 6 本ソフトウェアの動作によってPC上で動作中の他のソフトウェアに対して影響・制約が生じないこと。
- 7 本ソフトウェアの容量は概ね1.2ギガバイトを超えないこと。
- 8 導入に先立って、事前に施行テストを実施すること。また、施行テストの結果、何らかの対応が必要となる場合は、当該ソフトウェアの側で対応すること。
- 9 令和6年7月末日までにソフトウェアの納品が行えること。

令和 年 月 日

適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 金子 崇 殿住 所
商号又は名称
代表者氏名

本件にかかる「参加資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	参加資格	合否判定の根拠となる事由
1	【納入実績】 過去5年以内(平成31年3月以降)に、 官公庁、政府系金融機関等に同様のソフト ウェアの納入実績があること。	【応募者の条件の有無を選択し、実績につ いて以下の事項を記載すること。】 有・無 契約名： _____ 発注者： _____ 納入日： _____ ※契約書の添付は不要（必要に応じて、後日 提出を求める場合がある。）。
2	【営業拠点】 業務の遂行に係る連絡、調整等を行う営 業拠点を東京近郊に有していること。	【応募者の条件の有無を選択し、営業拠 点の所在地を記載すること。】 有・無 所在地： _____

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 金子 崇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「業種事典（パソコン用ソフトウェア）の調達」に係る公募（令和6年4月18日付け公告）に関し、「2 参加資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - へ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上